

# 佐伯市新型インフルエンザ等 対策行動計画

平成27年2月  
(令和2年6月改訂)

## 目 次

|                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| I. はじめに .....                       | - 1 -  |
| II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 ..... | - 4 -  |
| II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 ..... | - 4 -  |
| II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 .....     | - 5 -  |
| II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 .....     | - 7 -  |
| II-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 .....     | - 7 -  |
| II-5. 対策推進のための役割分担 .....            | - 10 - |
| II-6. 市行動計画の主要6項目 .....             | - 12 - |
| (1) 実施体制 .....                      | - 12 - |
| (2) 情報提供・共有 .....                   | - 12 - |
| (3) 予防・まん延防止 .....                  | - 14 - |
| (4) 予防接種 .....                      | - 14 - |
| (5) 医療 .....                        | - 17 - |
| (6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保 .....         | - 19 - |
| II-7. 発生段階 .....                    | - 19 - |
| III. 各発生段階における対策 .....              | - 21 - |
| 各発生段階における実施体制 .....                 | - 21 - |
| (1) 佐伯市感染症対策会議 .....                | - 26 - |
| (2) 佐伯市新型インフルエンザ等対策本部 .....         | - 26 - |
| 未発生期 .....                          | - 26 - |
| (1) 情報提供・共有 .....                   | - 26 - |
| (2) 予防・まん延防止 .....                  | - 27 - |
| (3) 予防接種 .....                      | - 27 - |
| (4) 医療 .....                        | - 28 - |
| (5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保 .....         | - 28 - |
| 海外発生期 .....                         | - 30 - |
| (1) 情報提供・共有 .....                   | - 30 - |
| (2) 予防・まん延防止 .....                  | - 31 - |
| (3) 予防接種 .....                      | - 31 - |

|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| (4) 医療 .....                | - 32 - |
| (5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保 ..... | - 32 - |
| 国内発生早期～国内感染期（市内未発生期） .....  | - 33 - |
| (1) 情報提供・共有 .....           | - 33 - |
| (2) 予防・まん延防止 .....          | - 34 - |
| (3) 予防接種 .....              | - 34 - |
| (4) 医療 .....                | - 35 - |
| (5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保 ..... | - 36 - |
| 市内発生早期 .....                | - 37 - |
| (1) 情報提供・共有 .....           | - 37 - |
| (2) 予防・まん延防止 .....          | - 38 - |
| (3) 予防接種 .....              | - 39 - |
| (4) 医療 .....                | - 39 - |
| (5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保 ..... | - 40 - |
| 市内感染期 .....                 | - 41 - |
| (1) 情報提供・共有 .....           | - 41 - |
| (2) 予防・まん延防止 .....          | - 42 - |
| (3) 予防接種 .....              | - 43 - |
| (4) 医療 .....                | - 43 - |
| (5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保 ..... | - 44 - |
| 小康期 .....                   | - 46 - |
| (1) 情報提供・共有 .....           | - 46 - |
| (2) 予防・まん延防止 .....          | - 47 - |
| (3) 予防接種 .....              | - 47 - |
| (4) 医療 .....                | - 47 - |
| (5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保 ..... | - 47 - |

## I. はじめに

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### (2) 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画）」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年 2 月に行動計画を改定した。

大分県（以下「県」という。）では、国の行動計画を踏まえ、新型インフルエンザの感染拡大防止に向けての体制整備を、庁内各部局、関係機関・団体と連携して進めるために、平成 17 年 12 月「大分県新型インフルエンザ対策行動計画（第 1 版）」を策定した。

平成 19 年 12 月、中国において、インフルエンザ(H5N1) 親子間の感染が確認され、新型インフルエンザ発生の危機が高まる中、「大分県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を行った(第 2 版)。行動計画第 2 版においては、「発熱外来」の設置など国の行動計画の改定に対応するとともに、全庁的な取り組みや市町村の役割についても明記した。

平成 20 年 12 月には、県内の全ての市町村において新型インフルエンザ対策行動計画が策定された。

平成 21 年 2 月、国は、従来の WHO のフェーズに応じた対策から、国内外の発生段階に応じた対策へと転換するとともに、社会・経済機能の維持強化した「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「同ガイドライン」の改定を行った。

これら国の動き及び県における訓練などの対策推進にあたっての関係機関との検討を踏まえ、県は平成 21 年 4 月「大分県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を行った(第 3 版)。

同年 4 月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16(人口 10 万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。その一方で、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生、まん延する場合に備え、対応できるように十分な準備を進める必要がある。病原性の高い新型インフルエンザ発生の可能性に変わりはなく、国においては、平成 23 年 9 月、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験等も踏まえ、行動計画の更なる改定を行った。これら国の動き及び新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえて、県では、平成 24 年 6 月に、「大分県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を行った(第 4 版)。

また、国は、平成 25 年 4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を施行するに至った。

### (3) 佐伯市行動計画の作成

本市では、国及び県の行動計画を基に、平成 20 年 10 月に「佐伯市新型インフルエンザ対応計画」を策定した。

今回、特措法第 8 条に基づき、政府行動計画及び県行動計画との整合性を図り、感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を聴いた上で、「佐伯市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を作成した。市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する措置等を示しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、市は、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

(4) 新型インフルエンザ等対策ガイドライン等との関係

国の新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、各分野における対策の具体的な内容・実施方法、関係者の役割分担等を示したものである。ガイドラインは、国、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進するものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した時点においては、その発生の状況に応じて、市行動計画、ガイドライン及び基本的対処方針（特措法第18条）に基づき、柔軟に対応していくことが必要である。

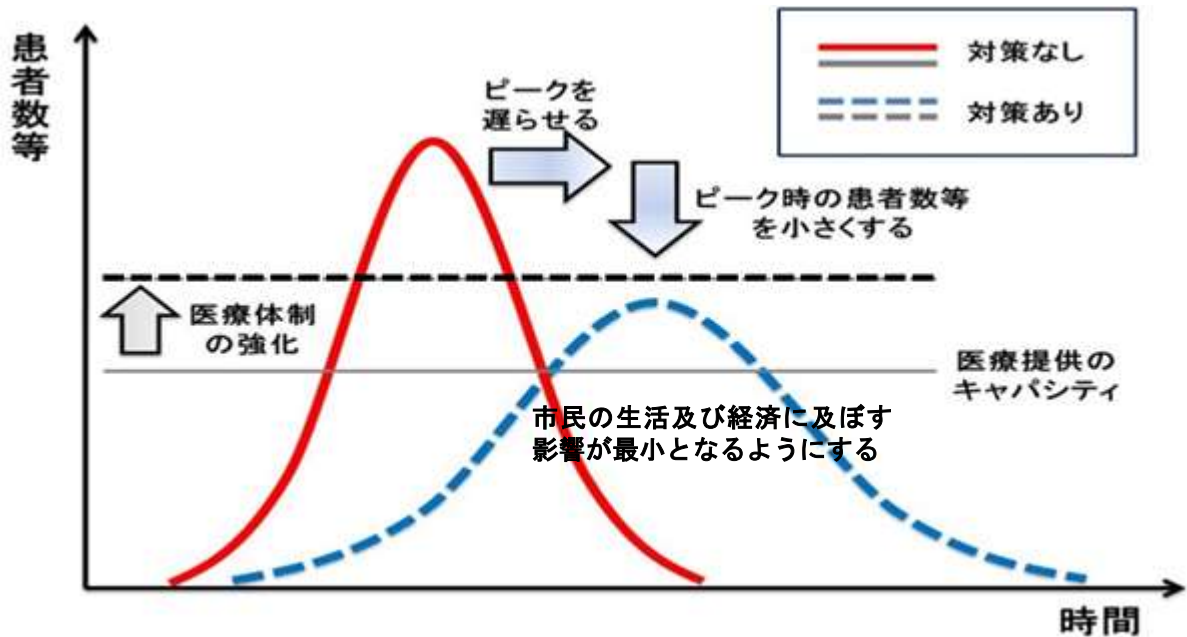
## Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### Ⅱ-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2) 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
  - 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



## Ⅱ-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本市においては、科学的知見及び国、県の対策も視野に入れながら、本市の地理的な条件、一部地域への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の市民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、Ⅲ．において、発生段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民の生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階では、市民に対する啓発や、事業所による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐこ



とは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。

- 県内発生当初の段階では、県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講じる。
- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 市内で感染が拡大した段階では、国、県、市及び事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民の生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、大分県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）（特措法第23条）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

## Ⅱ-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### 1. 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第31条）、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第45条）の周知を行う場合、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### 2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### 3. 関係機関相互の連携協力の確保

佐伯市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）（特措法第34条）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は必要に応じて県対策本部長に所要の総合調整を行うよう要請する。

### 4. 記録の作成・保存

本市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## Ⅱ-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### 1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有し

ていると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

| 全人口の 25% がり患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計 |                        |         |               |          |                       |         |
|---------------------------------------|------------------------|---------|---------------|----------|-----------------------|---------|
| 医療機関を受診する患者数                          | 日本における患者数の試算           |         | 大分県における患者数の試算 |          | 佐伯市における患者数の試算         |         |
|                                       | 1,300 万人<br>～ 2,500 万人 |         | 12 万人 ～ 23 万人 |          | 7,617 人<br>～ 14,647 人 |         |
| 入院患者数                                 | 中等度                    | 重度      | 中等度           | 重度       | 中等度                   | 重度      |
|                                       | 53 万人                  | 200 万人  | 5,000 人       | 19,000 人 | 311 人                 | 1,172 人 |
| 1 日最大入院患者数                            | 10.1 万人                | 39.9 万人 | 940 人         | 3,700 人  | 59 人                  | 234 人   |
| 死亡者数                                  | 中等度                    | 重度      | 中等度           | 重度       | 中等度                   | 重度      |
|                                       | 17 万人                  | 64 万人   | 1,600 人       | 6,000 人  | 100 人                 | 375 人   |

（米国疾病管理センター推計モデルに基づき推計）

- 全人口の 25% が新型インフルエンザにり患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、全国で約 1,300 万人～約 2,500 万人、県で約 12 万人～約 23 万人、本市で約 7,617 人～約 14,647 人と推計する。
- 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約 2,500 万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度(致死率 0.53%)、スペインインフルエンザのデータを重度(致死率 2.0%)として、中等度の場合、全国では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約

200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人と推計され、県では、入院患者数の上限は約 5,000 人、死亡者数の上限は約 1,600 人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 19,000 人、死亡者数の上限は約 6,000 人と推計され、本市では、入院患者数の上限は約 311 人、死亡者数の上限は約 100 人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 1,172 人、死亡者数の上限は約 375 人と推計される。

- 全人口の 25% がり患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、全国では、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 10.1 万人（流行発生から 5 週目）、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 39.9 万人と推計され、県では、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は約 940 人（流行発生から 5 週目）、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は約 3,700 人と推計され、本市では、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は約 59 人（流行発生から 5 週目）、重度の場合では、1 日当たりの最大入院患者数は約 234 人と推計される。
- なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象となったところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

## 2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- 市民の 25% が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5% 程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安に

より出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## Ⅱ-5. 対策推進のための役割分担

### 1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### 2. 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

#### 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関する確かな判断と対応が求められる。

#### 【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

### 3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等

の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### 4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### 5. 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

#### 6. 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる（特措法第4条第1項及び第2項）。

#### 7. 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める（特措法第4条第1項）。

## Ⅱ-6. 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) 予防・まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、「佐伯市感染症対策会議（以下「対策会議」という。）」を開催し、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、部局一体となった取組みを推進する。さらに、福祉保健部や市民生活部をはじめとする関係部局においては、国や県、事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生したときには、発生段階に応じて「佐伯市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置する。

### (2) 情報提供・共有

#### (ア) 情報収集

本市は、新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するために、県が実施するサーベイランスにより得られる新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集・分析し、効果的な対策を早期に実施する。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、県が構築するサーベイランス体制に協力する。

#### (イ) 情報提供・共有の目的

本市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、本市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、本市、医療機関、事業者、個人の間のコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。



#### （ウ）情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、ホームページ、市報、ケーブルテレビ及び携帯メール等の多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### （エ）発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、本市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、福祉保健部局や教育委員会等の関連部局が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

#### （オ）発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行う。

また、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えるとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）から、発生前から認識の共有を図り、偏見や風評被害等の発生防止に努めることも重要である。

また、市民から寄せられる問い合わせに対応するため、総合的な相談窓口を設置する。



#### (カ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、市対策本部に情報の収集と提供部を設置し、各部局の危機管理担当職員等が適時適切に情報を共有する。

### (3) 予防・まん延防止

#### (ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### (イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じて行う、不要不急の外出の自粛要請及び施設の使用制限の要請に協力する。

そのほか、海外で発生した際には、国が実施する検疫強化などの情報を収集するとともに、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

### (4) 予防接種

#### (ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの

2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

## （イ）特定接種

### ii-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、厚生労働大臣に指示して臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の登録対象となりうる者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
  - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
  - ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国、県、市町村と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心として国が特定接種の対象業務を定めている。具体的には、指定(地方)公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となりうる登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえた特定接種の対象者は、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」のとおりである。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)、④それ以外の事業者の順を基本としている。

特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1 以外の感染症であった場合や亜型がH5N1 の新型インフルエンザで

あっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

## ii -2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者については国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、本市においても接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

国は、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件としている。

## iii) 住民接種

### iii -1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時的予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方が整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の 4 群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - 基礎疾患を有する者
  - 妊婦
- ② 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条第 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした基本的な考え方を踏まえ国が決定

する。

### iii -2) 住民接種の接種体制

住民に対する予防接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

## (5) 医療

県では、医療に関し、次のとおり対策を行う。本市は県等からの要請に応じ、その対策に協力する。

### 医療に対する県の対策

#### (ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全県的かつ急速にまん延し、かつ県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定地方公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

#### (イ) 発生前における医療体制の整備

県は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、公立病院等）を含む医療機関、警察、市町村、消防等の関係者からなる地域健康危機管理連絡会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関等のリストを作成し、設置の準備を行う。

さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めることが重要である。

#### (ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、県においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定する。また、国内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得ら

れた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に、県が新型インフルエンザ等の医療に特化した「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来以外の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来以外の医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、県は、新型インフルエンザ等の感染を危惧する者からの電話相談を受ける「帰国者・接触者相談センター」を総合相談窓口であるコールセンター内に設置し、その周知を図る。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、県は、市町村と連携し、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県と市町村の連携だけではなく、医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

#### （エ）医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行うことができる。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

#### （オ）抗インフルエンザウイルス薬等

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ① 国及び県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、県民

の45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。

- ② インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

#### 〔6〕市民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民の生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び経済への影響を最小限とできるよう、本市は特措法に基づき事前に十分な準備を行う。

### Ⅱ-7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断することとされている。本市は、県等の判断を参考に次の表のとおり6つの発生段階に分類して、対応する。

本市は、市行動計画で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

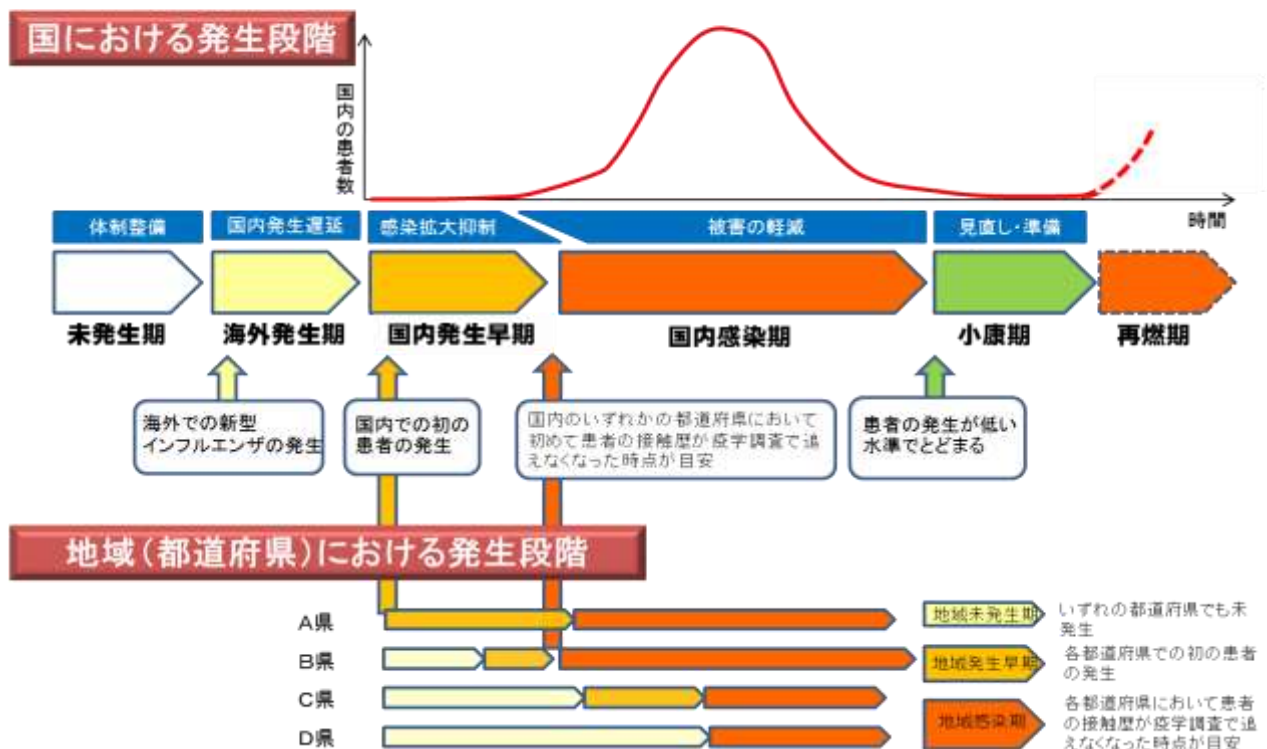
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

### ＜発生段階の一覧＞

| 国発生段階             | 状 態                                                     | 市発生段階  | 状 態                                           |
|-------------------|---------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------|
| 未発生期              | 新型インフルエンザ等が発生していない状態                                    |        |                                               |
| 海外発生期<br>(国内未発生期) | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態                                    |        |                                               |
| 国内発生早期            | 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 | 市内未発生期 | 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態                    |
|                   |                                                         | 市内発生早期 | 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| 国内感染期             | 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態          | 市内感染期  | 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態           |
| 小康期               | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態                     |        |                                               |

### ＜発生段階の推移＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断





## Ⅲ. 各発生段階における対策

### 各発生段階における実施体制

市内での新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限に抑え、社会経済的機能の破綻を防ぐためには、全庁あげての対応が求められる。このため、新型インフルエンザ等の発生段階に応じて対策会議から対策本部へと対策組織を移行する。

なお、新型インフルエンザ等の病原体の人に対する毒性や感染力が著しく強いと判断された場合や九州管内または大分県内における感染状況によっては、前倒しでの対策本部の設置、対策会議時点での後述する各対策部の立ち上げ等柔軟に対応する。具体的な組織の名称は、国の対策本部名称等を参考に都度決定する。

#### (1) 佐伯市感染症対策会議

##### ①対応する発生段階

[未発生期]

[海外発生期]

[国内発生早期]

国、県が対策本部を設置するまで

[小康期]

対策本部が解散したとき

##### ②所掌事務

佐伯市感染症対策会議設置要綱第2条第5号により以下の事務を所掌する。

- ・ 最新情報の把握に関すること
- ・ 対策本部の組織及び役割分担等の体制の整備に関すること
- ・ 本行動計画の作成及び見直しに関すること
- ・ 本行動計画を踏まえた事前準備の推進に関すること
- ・ 後述する各対策部の対応マニュアル、業務継続計画等の作成並びに見直しの指示に関すること
- ・ 会議決定事項の全庁的な調整及び指示に関すること
- ・ 市民等への情報提供に関すること
- ・ 関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 対策本部への移行に関すること
- ・ 対策等の活動記録に関すること
- ・ その他新型インフルエンザ等対策に必要な対応に関すること

##### ③構成員

会 長 福祉保健部長

副会長 総合政策部長

委 員 総務部長、地域振興部長、市民生活部長、消防長、教育部長

事務局 健康増進課

##### ④その他



状況に即した対応を行うとともに対策本部への移行を遅滞なく行うため、後述する各対策部を設置する。

## (2) 佐伯市新型インフルエンザ等対策本部

### ① 対応する発生段階

[国内発生早期]

国、県が対策本部を設置したとき

[国内感染期]

[市内発生早期]

国の緊急事態宣言がなされていない段階においても、佐伯市内での感染が確認されたとき

[小康期]

国、県が対策本部を解散するまで

### ② 解散時期

国、県が対策本部を解散し、かつ佐伯市内での新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態になったとき（対策会議に移行する）

### ③ 所掌事務

対策本部は、以下の事務を所掌する。

- ・ 対策本部会議の開催に関すること
- ・ 最新情報の把握に関すること
- ・ 市民等への情報発信に関すること
- ・ 本行動計画等に関する事項に関すること
- ・ 感染拡大防止のための総合的な対策の立案に関すること
- ・ 衛生物品等の確保に関すること
- ・ 市民生活及び市経済の安定に関すること
- ・ 関係機関等との連絡調整に関すること
- ・ 対策会議への移行に関すること
- ・ 対策等の活動記録に関すること
- ・ その他新型インフルエンザ等対策に必要な対応に関すること

### ④ 構成員

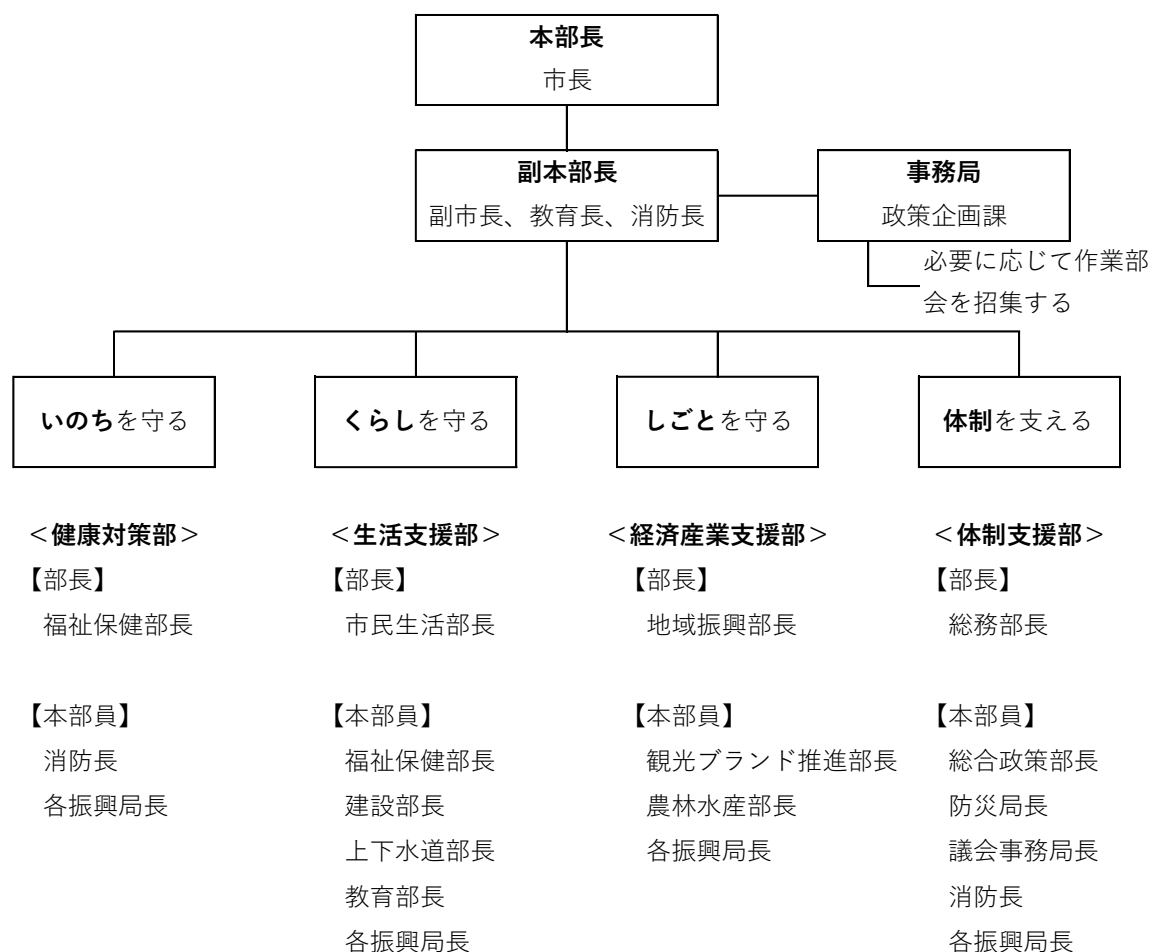
本 部 長 市長

副本部長 副市長、教育長、消防長

本 部 員 全部局長

事 務 局 政策企画課

## ⑤対策本部の組織図



## ⑥各対策部の役割分担

対策本部及び警戒本部において新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、全ての部局が連携を取りながら全庁的な取組を行う。全ての部局に共通する事務分掌及び担当部局が中心となって担当する事務分掌は以下のとおりとする。

### [全ての部局に共通する事務分掌]

- ・ 対策本部及び警戒本部、他課等への応援に関すること
- ・ 所管する関係団体等への連絡調整、協力依頼に関すること
- ・ 所管する施設の感染防止及び運営管理に関すること
- ・ 業務委託先等関係団体職員の感染防止に関すること
- ・ 行事、イベント等の開催に関すること
- ・ 税及び使用料等の猶予等に関すること

[担当部局が中心になって担当する事務分掌]

健康対策部

| 担 当   | 業 務 内 容                                                                                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉保健部 | 感染状況の情報収集及び伝達並びに感染状況等の報告に関すること<br>保健所、各医療機関、医師会等との連絡調整に関すること<br>感染症予防の周知・啓発に関すること<br>予防、治療、健康保持等の相談窓口に関すること<br>特定接種及び住民接種に関すること<br>感染症防止対策及び収容に関すること |

生活支援部

| 担 当   | 業 務 内 容                                                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民生活部 | ごみの収集、運搬等の機能維持に関すること<br>火葬、埋葬及び火葬場の機能維持に関すること<br>感染症廃棄物の処理、流出防止に関すること<br>公共施設等の消毒作業に関すること<br>一時遺体安置場所、一時埋葬場所の確保に関すること |
| 福祉保健部 | 市民の生活支援に関すること<br>支援を必要とする住民の把握及び支援に関すること<br>福祉施設等の機能維持に関すること<br>日本赤十字社との連絡調整に関すること<br>佐伯市社会福祉協議会との連絡調整に関すること          |
| 教育委員会 | 園児、児童、生徒の罹患状況の把握及び関係機関への報告に関すること<br>小中学校、幼稚園等の臨時休業及びその間の対応に関すること<br>教職員の動員及び調整に関すること<br>非常炊き出し時の施設提供に関すること            |
| 建設部   | 市営住宅の機能維持に関すること                                                                                                       |

経済産業支援部

| 担 当                | 業 務 内 容                                                                                   |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域振興部<br>観光ブランド推進部 | 市内事業者の事業支援に関すること<br>雇用の維持に関すること<br>商工団体等に対する生活関連物資等の安定供給に関すること<br>小康期等における地域経済対策事業等に関すること |
| 農林水産部              | 農林水産事業者の支援に関すること<br>家畜類のインフルエンザ等に対する監視、対応に関すること<br>小康期等における農林水産業活性化事業等に関すること              |
| 市民生活部              | 税制措置に関すること                                                                                |

体制支援部

| 担 当                         | 業 務 内 容                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部                         | 感染症対策の継続的かつ安定的遂行のための体制構築及び人員配置に関すること<br>業務継続計画に関すること<br>職員の服務、出勤状況、健康状態の把握に関すること<br>職員に対する感染症予防の啓発普及、その他保健指導等に関すること<br>職員に対する予防接種に関すること（副・健康増進課）<br>ホームページやケーブルテレビ等による市民への情報発信に関すること<br>記者会見等マスメディアへの対応に関すること |
| 総合政策部                       | 庁舎等の感染予防対策に関すること<br>感染症関係緊急予算の編成及び資金調達に関すること                                                                                                                                                                  |
| 防災局                         | 感染防止対策に必要な物品の調達及び管理に関すること                                                                                                                                                                                     |
| 消防本部                        | 保健所等からの要請による患者搬送に関すること                                                                                                                                                                                        |
| 議会事務局                       | 議会との連絡調整に関すること                                                                                                                                                                                                |
| 防災局<br>建設部<br>上下水道部<br>消防本部 | 同時に発生する災害、緊急事態等への対応に関すること<br>同時に発生する災害時における生活インフラの保持に関すること                                                                                                                                                    |

事務局

| 担 当   | 業 務 内 容                                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 政策企画課 | 対策本部の事務局に関すること<br>各部の横断的な連携推進に関すること<br>国・県が実施する諸事業の情報収集及び初期対応に関すること<br>対策等の活動記録に関すること |

|                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 未発生期                                                                                                                                                                                     |
| <p>○新型インフルエンザ等が発生していない状態</p> <p>○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況</p>                                                                                |
| <p>目的：</p> <p>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</p> <p>2) 国、県との連携の下に発生の早期確認に努める。</p>                                                                                                                    |
| <p>対策の考え方：</p> <p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p> |

### (1) 情報提供・共有

#### (1)-1 情報収集

本市は、国、県等を通じて新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

#### (1)-2 継続的な情報提供

- ① 本市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う（特措法第 13 条）。
- ② 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

#### (1)-3 体制整備等

本市は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNS を含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に

提供する体制を構築する。

- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ④ 県や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、本市の相談窓口を設置する準備を進める。

## (2) 予防・まん延防止

### (2) 対策実施のための準備

- ① 本市、学校、事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。
- ② 本市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

## (3) 予防接種

### (3)-1 基準に該当する事業者の登録

本市は、国が実施する事業者の登録に協力する。

### (3)-2 接種体制の構築

#### (3)-2-1 特定接種

本市は、特定接種対象者（新型インフルエンザ等対策に携わる本市職員等）に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

#### (3)-2-2 住民接種

- ① 本市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、本市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ② 本市は、円滑な接種の実施のために、県の技術的な支援を受けて、あ

らかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

- ③ 本市は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

### (3)-3 情報提供

本市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

## (4) 医療

### (4)-1 地域医療体制の整備

- ① 県等の要請に応じ、各種対策に協力する。
- ② 本市は、保健所が中心となり開催する、医師会、薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関や医療機関、警察、消防等の関係者からなる地域健康危機管理連絡会議で、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に協力する。

### (4)-2 県内感染期に備えた医療の確保

- ① 本市は、県や関係団体と連携して、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ② 本市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

## (5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

### (5)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本市は、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決める。

### (5)-2 火葬能力等の把握

本市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(5)-3 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する(特措法第10条)。



| 海外発生期                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</p> <p>○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</p> <p>○海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</p>                                                                                                                                                                                                              |
| <p>目的：</p> <p>1) 市内発生に備えて全庁的な体制整備を行う。</p> <p>2) 市内発生に備えて相談体制、医療体制の整備を行う。</p> <p>3) 海外発生に関する情報を収集し、市民等に対し適確な情報提供を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                |
| <p>対策の考え方：</p> <p>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</p> <p>2) 対策の判断に役立てるため、国との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</p> <p>3) 市内発生した場合に早期に発見できるよう、県が行うサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。</p> <p>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</p> |

## (1) 情報提供・共有

### (1)-1 情報収集

本市は、国、県等を通じて海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、必要な情報を収集する。

### (1)-2 情報提供

- ① 本市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生若しくは県内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、本市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ② このため、本市は、対策会議を中心に情報の収集、報道対応等の情報提供体制の一元化、総合相談窓口業務の一本化を実施する。

(1)-3 情報共有

本市は、国、県、関係機関等との双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、対策の理由、プロセス等の情報の共有をメール等により行う。

(1)-4 相談窓口の設置

- ① 本市は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国が示す Q&A 等に基づき、適切な情報提供を行う。
- ② 本市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

(2) 予防・まん延防止

(2)-1 感染対策の実施

本市は、市民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。

(2)-2 感染症危険情報等の周知

本市は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、県と連携して、外務省等が発出する不要不急の渡航延期や退避の可能性の検討等に関する感染症危険情報等を市民に周知する。

(3) 予防接種

(3)-1 接種体制

(3)-1-1 特定接種

本市は、国、県と連携して、本市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(3)-1-2 住民接種

- ① 本市は、国と連携して、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種体制の準備を行う。
- ② 本市は、住民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制を構築の準備を進める。

(3)-2 情報提供

本市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接

種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

#### (4) 医療

##### (4)-1 医療体制の整備

県等の要請に応じ、各種対策に協力する。

##### (4)-2 帰国者・接触者相談センター

県が帰国者・接触者相談センターを設置することから、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

#### (5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

##### (5)-1 事業者の対応

本市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

##### (5)-2 遺体の火葬・安置

本市は、県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

| 国内発生早期～国内感染期（市内未発生期）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○国内発生早期：国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p> <p>○国内感染期：国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>○市内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1）引き続き、市内発生に備え全庁的な体制を維持する。</li> <li>2）引き続き、市内発生に備えて相談体制、医療体制を維持する。</li> <li>3）国内外の発生に関する情報を収集し、市民等に対し適確な情報提供を行う。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1）新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2）対策の判断に役立てるため、国との連携の下で、国内外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3）市内発生した場合に早期に発見できるよう、強化した県内のサーベイランス・情報収集体制の維持に協力する。</li> <li>4）国内外の発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に引き続き準備を促す。</li> <li>5）国、県が対策本部を設置したときは、速やかに対策本部を設置する。</li> </ol> |

## （１）情報提供・共有

### （１）-１ 情報収集

本市は、国、県等を通じて国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、必要な情報を収集する。

### （１）-２ 情報提供

- ① 本市は、市民に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 本市は、引き続き、情報の収集、報道対応等の情報提供体制の一元化、

総合相談窓口業務の一本化を実施する。

(1)-3 情報共有

本市は、国、県、関係機関等との双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を通じて、対策の方針・理由等の情報の共有をメール等により行う。

(1)-4 相談窓口の体制充実・強化

- ① 本市は、必要に応じ、相談窓口の体制を充実・強化し、国が示す Q&A の改定版等に基づき、適切な情報提供を行う。
- ② 本市は、引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

**(2) 予防・まん延防止**

(2)-1 市内でのまん延防止策の準備

- ① 本市は、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、必要に応じ、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。また、必要に応じ、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - 公共交通機関等に対し、必要に応じ、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ③ 本市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(2)-2 感染症危険情報等の周知

本市は、県と連携して、新型インフルエンザ等について、外務省等が発出する不要不急の渡航延期や退避の可能性の検討等に関する感染症危険情報等を引き続き市民に周知する。

**(3) 予防接種**

(3)-1 接種体制

(3)-1-1 特定接種

本市は、国、県と連携して、本市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(3)-1-2 住民接種

国が住民接種の実施及び接種順位を決定した場合、本市は、ワクチンの供給が可能になり次第、国及び県と連携し、集団的な接種を行うことを基本として、市民に周知を図るとともに、医師会等の関係者の協力を得て、住民接種を開始する。

(3)-2 情報提供

本市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(3)-3 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 新型インフルエンザ等緊急事態において、本市は、県の基本的対処方針に基づき必要に応じ、以下の措置を講じる。

○ 県が、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対して外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

○ 県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対して施設の使用制限の要請を行う場合には、関係者に迅速に周知徹底を図る。

○ 県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、関係者に迅速に周知徹底を図る。

② 住民接種

本市は、住民接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(4) 医療

(4)-1 医療体制の整備

県等の要請に応じ、各種対策に引き続き協力する。

(4)-2 帰国者・接触者相談センター

県が帰国者・接触者相談センターを設置することから、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう引き続き周知する。



## （５）市民の生活及び地域経済の安定の確保

### （５）-１ 事業者の対応

本市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

### （５）-２ 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

### （５）-３ 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### （５）-３-１ 水の安定供給

水道事業者である本市は、別に定める業務計画により、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### （５）-３-２ サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

#### （５）-３-３ 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、市民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

| 市内発生早期                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>2) 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国、県が対策本部を設置していない状況においても速やかに対策本部を設置する。</li> <li>2) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴って、積極的な感染対策等をとる。</li> <li>3) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>4) 県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内外の情報を収集し、医療機関等に提供する。</li> <li>5) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</li> <li>6) 市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li> </ol> |

## (1) 情報提供・共有

### (1)-1 情報収集

本市は、国、県等を通じて海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。

### (1)-2 情報提供

- ① 本市は、市民に対して、国内、県内及び市内での発生状況、現在の対策の内容について、決定プロセス・理由・実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等の



複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

- ② 本市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。
- ③ 本市は、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ④ 本市は、引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

#### (1)-3 情報共有

本市は、国、県、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針・理由等の情報の迅速な伝達と、地域の状況把握を行う。

#### (1)-4 相談窓口の体制充実・強化

本市は、相談窓口の体制を充実・強化し、国が示す Q&A の改定版等に基づき、適切な情報提供を行う。

## (2) 予防・まん延防止

### (2) 市内でのまん延防止対策

- ① 本市は、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ② 本市は、関係機関を通じ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

### (3) 予防接種

#### (3)-1 予防接種（住民接種）

本市は、県内未発生期の対策（特定接種）を継続するとともに、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。

- ① 国が接種の実施及び接種順位を決定した場合、本市は、ワクチンの供給が可能になり次第、国及び県と連携し、集団的な接種を行うことを基本として、市民に周知を図るとともに、医師会等の関係機関の協力を得て、住民接種を開始する。
- ② 本市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

#### (3)-2 緊急事態宣言がされた場合の措置

- ① 本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、県の基本的対処方針に基づき必要に応じ、以下の措置を講じる。
  - 県が、特措法第45条第1項に基づき、住民に対して外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
  - 県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対して施設の使用制限の要請を行う場合には、関係者に迅速に周知徹底を図る。
  - 県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、関係者に迅速に周知徹底を図る。
- ② 住民接種  
本市は、住民接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

### (4) 医療

#### (4)-1 医療体制の整備

県等の要請に応じ、各種対策に引き続き協力する。

#### (4)-2 患者への対応等

県等の要請に応じ、各種対策に協力する。

## (5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

### (5)-1 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

### (5)-2 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

### (5)-3 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### (5)-3-1 水の安定供給

水道事業者である本市は、別に定める業務計画により、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (5)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

#### (5)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、市民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

| 市内感染期                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</p> <p>○感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 市民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</li> <li>2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数なるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> <li>8) 本市が緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第 38 条及び第 39 条の規定に基づき他の地方公共団体へ応援等を要請する。</li> </ol> |

## (1) 情報提供・共有

### (1)-1 情報収集

本市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き、国、県等を通じて必要な情報を収集する。

### (1)-2 情報提供

- ① 本市は、引き続き、市民に対して、国内、県内及び市内での発生状況、現在の対策の内容について、決定プロセス・理由・実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 本市は、引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内及び市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ③ 本市は、引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

#### (1)-3 情報共有

本市は、国、県、関係機関等との双方向の情報共有を継続し、対策の方針・理由等の情報の迅速な伝達と、地域の状況把握を行う。

#### (1)-4 相談窓口等の継続

本市は、相談窓口等を継続し、国が示す Q&A の改定版に基づき、適切な情報提供を行う。

## (2) 予防・まん延防止

### (2) 市内でのまん延防止対策

- ① 本市は、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ② 本市は、関係機関を通じ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- ③ 本市は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措



置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

### (3) 予防接種

#### (3)-1 新臨時接種

本市は、県内発生早期の対策（特定接種）を継続し、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

#### (3)-2 緊急事態宣言がされた場合の措置

- ① 本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
  - 県が、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対して外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
  - 県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対して施設の使用制限の要請を行う場合には、関係者に迅速に周知徹底を図る。
  - 県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、関係者に迅速に周知徹底を図る。
- ② 特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

### (4) 医療

#### (4)-1 患者への対応等

本市は、国の要請により、県が行う以下の対応に協力する。

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう、関係機関に周知する。
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
- ④ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように

調整する。

(4)-2 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、国と連携し、市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設を設置に協力し、医療を提供する。

(4)-3 在宅で療養する患者への支援

本市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

**(5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保**

(5)-1 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

(5)-2 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(5)-3 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(5)-3-1 水の安定供給

水道事業者である本市は、別に定める業務計画により、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。



(5)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(5)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 本市は、国、県と連携し、市民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う（特措法第 59 条）。
- ② 本市は、国、県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 本市は、国、県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(5)-3-4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(5)-3-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 本市は、可能な限り火葬炉を稼働させる。（特措法第 56 条）。
- ② 本市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 本市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>小康期</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</p> <p>○大流行は一旦終息している状況。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p><b>目的：</b></p> <p>1) 市民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p><b>対策の考え方：</b></p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p> <p>5) 国、県が対策本部を解散し、かつ市内での患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態になったときは、対策本部を解散し、対策会議へ移行する。</p> |

### (1) 情報提供・共有

#### (1)-1 情報収集

本市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き、国、県等を通じて必要な情報を収集する。

#### (1)-2 情報提供

- ① 本市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 本市は、市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し見直しを行う。

#### (1)-3 情報共有

本市は、国、県、関係機関等との双方向の情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、地域での状況を把握する。

#### (1)-4 相談窓口等の体制の縮小

本市は、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

## (2) 予防・まん延防止

### (2) 市内でのまん延防止対策

本市は、流行の第二波に備えた準備を進める。

## (3) 予防接種

### (3)-1 予防接種

本市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

### (3)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ本市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

## (4) 医療

### (4)-1 医療体制

本市は、県が新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すのに協力する。

### (4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

県が必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止するのに協力する。

## (5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

### (5)-1 市民・事業者への呼びかけ

本市は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

### (5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、国、県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。